高次脳機能障害 1級の認定事例

(お願	
(お願い)太文字の欄は、記入漏れがないように記入	
は、記入漏れがな	
いように記入し	
してください。	

	精		生年金货			Ī	診		断		書	(‡	情神の	障害局	用)			様式気	第120号の4
	フリガナ)		() O		0			生生	年月日	昭和平成	3	1 年	10 月	10	日生	E (57 歳)	性別	男 · 女
住	所	住所	地の郵便番号	00	0 (都道 存県	0	0	郡市区	0 0) ()					1	!
1	raeu l	高次			② 傷病	の発生年	月日	昭和 平成	22 年	7)	26	日	本人0	录で確認 O申立て 月 日)		の発病の職業		会社员	4
	の原因と た傷病名		10コード			こめ初めて 寮を受けた		昭和 平成	22 年	7)	26	日	本人0	录で確認 0申立て 月 日)	4 既	E存障害	:	なし	
	iが治った(症: 状態を含む。		平成	年	月		確認 推定	症状の	よくなる	る見込・	• • 1	有 •	無 •	不明	(5)	既往症			
7			陳述	者の氏名	0	0 0	0	請求	大との	続柄	配行	偶者		聴取年	F月日		23 年	1 月 1	15 ⊟
平成22年7月26日、自転車走行中に自動車と衝突し受傷、救急搬送された○○総令病院で、脳室内出血、両前頭景内が 発稿から現在までの病歴 及び治療の経過、内容、 就学・就労状況等、期間、 その他参考となる事項 その他参考となる事項										が出現する)目的で平									
にこ	断書作成医 おける初診 6年月日 , 23 年 /		日常生活		ことして記憶 にわたり介	/ .		- / -		章害が顕	著に表ね	れてい	いて、身	'体症状	ミとしてオ	支片麻痹	軍と運動失	調を伴っ、	ていた。
9			ア発育	・養育 原	琵			1	* 教育	歷					ゥ	7 職歴	壬		
等 (出生 育歴 を	これまでの発育・養育歴 等 (出生から発育の状況や教 育歴及びこれまでの職歴 を できるだけ詳しく記入し							れた州 不就学 ・ 就学猶予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(電通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高 校(普通学級・特別支援学校) その他										勤務	
-			ない場合	_		記入し					医療機	関の					てください		÷ //
	 療機○○総令		治 22 年	療 期	間 23年 1月	入院			病 名 類部外傷, 脳性傷、脳内出血					主な療法・転帰					『化・不変)
	リハビリテー		23年	1月~	年 月				脳挫傷後遺症、高次脳機能障害 薬物療法、リハビリテーション								軽快		
			年	月~	年 月	入院	・外来	:											
			年	月~	年 月			_											
(10)		障	年書	月~ σ	年 月	入院 状		: :	(]	7成 2	24 年		月	30	日	現犯	.		
	現在の病状							·							-			に記載して	てください。
II そう状態 1 行為心迫 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性 4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他(III 幻覚妄想状態 等)		害脱新出中たいにまた	行機能 制、あを ないこと してしまう	障性えが。情報	きがみない。 整	く残存し 進、突発 は困難 ーつのこ	ている と的にで な記憶 とを集	。 他人に :障害が 中して行	特に記憶あたり散らが認められてうことがて	すことがは , 直前の さず, 仔	ある。 ことさえ思		
IV	IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 滅裂思考)												
5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他() V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他()																			
4 での他) VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他 ()・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A · B · C · D) 2 てんかん発作の頻度 (年間 回、月平均 回、週平均 回 程度)																			
VII	VII 知能障害等 1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 3 高次脳機能障害 エ 失認 少 記憶障害 エ 注意障害 女 遂行機能障害 力 社会的行動障害 4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他(
	発達障害関 1 相互的 3 限定し	連症状 な社会関係の	の質的障害 豆復的な関心		語コミュニク 4 その他		の障害)											
	人格変化 1 欠陥状 4 その他	症状等(無関心	3 無	為))											
	X 乱用、依存等(薬物等名:) 1 乱用 2 依存 XI その他 「																		

 ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを○で囲んでください。) (入院) ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他() 	3 日常生活能力の程度 (該当するもの一つを〇で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に 記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してくだ さい。
(施設名 同居者の有無 (有 ・ 無)	(精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認め るが、社会生活は普通にできる。
(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても 具体的に記入してください。)	(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社
家族以外とは難しい。病院スタッフからの強い働きかけには応じるが 自ら意思を伝えることはない。	会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化した りすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来
2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)	ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)
(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。	(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じて援助が必要である。
自発的にできるが時 自発的かつ適正に行う 助言や指導をしても □ には助言や指導を必 □ こ とはできないが助言や 圏 できない者しくは行 わない	(たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導 を必要とする。社会的な対入交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。 金銭管理が困難な場合など。)
(2) 身辺の清潔保持 一洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、 自室の清掃や片付けができるなど。	(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。
自発的にできるが時 自発的かつ適正に行う 助言や指導をしても □できる □には助言や指導を必 □ ことはできないが助言 ☑ できない者しくは行 や指導があればできる	(たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)
(3) 金銭管理と買い物 金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で 買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。	(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。
おおむねできるが時 □できる □ には助言や指導を必 □ 助言や指導があればで 図 できない若しくは行 要とする	(たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的に することができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが 必要な場合など。)
(4) 通院と服薬(要・不要) —規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。	(知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
おおむねできるが時 □できる □ には助言や指導を必 □ きる □ には助言や指導を必 □ きる □ たはない若しくは行 要とする	(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。
(5)他人との意思伝達及び対人関係―他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団 的行動が行えるなど。	(たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)
おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても には助言や指導を必 しきる とちる	(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は 可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおお
(6) 身辺の安全保持及び危機対応	むねー人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く
適正に対応することができるなど。 おおむねできるが時 □できる □ には助言や指導を必 □ 助言や指導があればで □ 助言や指導をしても □できる □ には助言や指導を必 □ きる □できるい者しくは行わない	の援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作 業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、 身辺生活についても部分的にできる程度)
(7) 社会性 ―銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に 必要な手続きが行えるなど。	(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。
おおむねできるが時 □できる □ には助言や指導を必 □ きる □ には助言や指導を必 □ きる □ とする □ たは □ きる □ かない □ かな	(たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。 言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人 ではできない程度)
r 現症時の就労状況 ○勤務先 ・ 一般企業 ・就労支援施設 ・その他()	オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)
○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 ()	左片麻痺あり,身降者手帳4級
○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に ()日)	カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含
○ひと月の給与 (円程度) ○仕事の内容	WMS-R 一般的記憶指数50未偽,言語性記憶50未偽,視覚性記憶指数50未偽,注意/集中66未偽,遅延再生50未偽
○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、 共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)
	在宅介護を試みたが、ヘルパーに暴力をふるったため中止した。
① 見症時の日常生活活 助能力及び労働能力 必ず記入してください。) 欠如している。	かけ、誘導、見守り、介助が必要な状態であり、旁働能力は
② 下後 (必ず記入してくださ ト)	走する。
備考	
上記のとおり 診断します - 平成 25 年 3 日 5 日	

病院又は診療所の名称 〇〇リハビリテーション**み院** 診療担当科名 リハビリテーション**科**

所 在 地 ○○•○○・町 医師氏名 〇 〇 〇

<高次脳機能障害 1級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成22年7月26日」であるので、障害認定日は、 1年6月後の「平成24年1月26日」となる。この診断書の障害の状態は、 平成24年1月30日現症のもので、障害認定日から3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。
- 傷病は、「高次脳機能障害」であるので、⑩、⑪、⑫欄は必ず記載されて いなければならない。

■認 定—

障害の程度は、高次脳機能障害の症状である記憶障害、注意障害、遂行機能 障害が強く残存しており、脱抑制、易怒性の亢進も認められ、日常生活全般に おいて、常に周囲の頻繁な声かけ、誘導、見守り、介助が必要な状態である。

日常生活能力の判定は、すべて「助言や指導をしてもできない若しくは行わない」であり、日常生活能力の程度は、「精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である」状態であることから、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に該当すると認められるので、1級10号と認定される。

なお、身体所見(左片麻痺)も認められるが、本例は高次脳機能障害(精神の障害)により認定したものである。

高次脳機能障害 2級の認定事例

3/4 Nr 1 / 1 IZ (분 1% BB	初診時、顕著な記憶障害 下が強く見られ、見当識障				経つも持続していた。 自発 行動が目立った。		
初診年月日							
昭和 22 年 9 月 5 日							
9	ア 発育・養育歴		イ 教育歴	ウ	職歴		
これまでの発育・養育歴 等 (出生から発育の状況や教 育歴及びこれまでの職歴 を	特に向題な	L	乳児期 不就学 ・ 就学猶予 小学校(普通学級・特別支援 中学校(普通学級・特別支援 高 校(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学級・特別支援学校)	会社員		
できるだけ詳しく記入し	よい場合は⑬「備考」欄に	卸入してノださ		 関の入院・外来は分けて記』	11 アノゼキい)		
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法			
○○総合病院	22年 6月~22年 9月		ヘルペス脳炎		軽快		
○○リハビリテーション病院	22年 9月~22年12月	\simeq	ルペス脳炎、高次脳機能障害	薬物療法,リハビリ	軽快		
○○リハビリテーション病院	23年 6月~ 年 月	入院 外来 ~	ルペス脳炎、高次脳機能障害	薬物療法,リハビリ	不变		
	年 月~ 年 月	入院・外来					
	年 月~ 年 月	入院・外来					
⑩ 障	害の	状 態	(平成 24 年	1月30日	現症		
1 変化なし 2 で	5 希死念蔵 多弁・多動 3 気分(感情)の 易怒性・被刺激性亢進 6 誇っ 3 させられ体験 4 6 その他(迷の状態: 3 拒絶・拒食 4 滅ぎ	4 不明 憂うつ気分) 異常な高揚・刺激性 大妄想) 思考形式の障害) 殺思考) 4 錯乱	すことができない の程度は改善 自発性低下	い状態が続いている。当初 している。 は入院時より改善しているも 気能障害と相俟って日常当	5り、5分程度以前のことは思 は見当議障害が認められた ,ののかなり重度で、検査上 た活でも家族に促されないと		

診

府県

日 確認 推定

断

22 年

22 年

請求人との続柄

0 0

平成

昭和

生年月日

郡市

6 月

症状のよくなる見込・・・ 有 · 無 · 不明

6 月 9 日

(精神の障害用)

診療録で確認

診療録で確認 本人の申立て (年月日)

聴取年月日

47 年 5 月 28 日 生 (40 歳)

本人の発病

時の職業

④既存障害

⑤既往症

昭和

平成

000

9 🖯

配偶者

様式第120号の4

男(女

本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、

性別

会社員

なし

23 年 11 月 15 日

国 民 年

高次脳機能障害

I C D − 1 0 コード(F06.07)

平成

厚生年金保険

0

0

年

陳述者の氏名

0

0 0

月

0

② 傷病の発生年月日

③ ①のため初めて医師の診療を受けた日

0000

(精)

(フリガナ) 氏 名

障害の原因と

なった傷病名

所

⑥傷病が治った(症状が固定 した状態を含む。)かどうか

VⅢ 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害

IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 4 その他症状等(

X 乱用、依存等(薬物等名: 1 乱用 2 依存

XI その他 [

3 限定した常同的で反復的な関心と行動

2 言語コミュニケーションの障害

4 その他(

住

)

ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他 (3 日常生活能力の程度 (該当するもの一つを〇で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に 記載できる (精神障害) 又は (知的障害) のどちらかを使用してくだ さい。 (精神障害)
同居者の有無 ((有)・ 無)	(1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認め るが、社会生活は普通にできる。
(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても 具体的に記入してください。)	(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社 会生活には、援助が必要である。
「 家族との意思疎通は可能であるが、家族の指示がないと生活がで 」さないことが多く、そこで感情摩擦が生じる。	(たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化した りすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来
2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)	ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)
(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。	(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じて援助が必要である。
自発的にできるが時 自発的かつ適正に行う 助言や指導をしても □ には助言や指導を必 Z とはできないが助言や □ できない若しくは行 要とする 指	(たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導 を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。 金銭管理が困難な場合など。)
(2) 身辺の清潔保持 一洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、 自室の清掃や片付けができるなど。	(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。
自発的にできるが時 自発的かつ適正に行う 助言や指導をしても □できる □には助言や指導を必 ☑ ことはできないが助言 □できない若しくは行 要とする □には助言や指導があればできる わない	(たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)
(3) 金銭管理と買い物一金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で 買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。	(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。
おおむねできるが時 □ いまで指導をしても □ には助言や指導を必 □ きる □ は助言や指導を必 □ きる □ がきない若しくは行わない	(たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的に することができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが 必要な場合など。)
(4) 通院と服薬(要・不要) —規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。	(知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
おおむねできるが時 □できる □ には助言や指導を必 □ b言や指導があればで 図 できない若しくは行 要とする □ をる □ とする	(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能で
(5)他人との意思伝達及び対人関係―他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団 的行動が行えるなど。	(たこえば、前手な味子は配か音でかてき、去面も思心が外面がつ配く あるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)
おおむねできるが時 □できる □ には助言や指導を必 ☑ 助言や指導があればで □ できない若しくは行 要とする □ できない若しくは行わない	(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は 可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおお
(6) 身辺の安全保持及び危機対応 事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる 事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、	むね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く
適正に対応することができるなど。 おおむねできるが時 □できる □に対害や指導を必 ☑ 助言や指導があればで □できない若しくは行 要とする □ できない若しくは行 要とする	の援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作 業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、 身辺生活についても部分的にできる程度)
(7) 社会性 —銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に	(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、
必要な手続きが行えるなど。 おおむれできるが時 □できる □には助言や指導をめ □ 助言や指導があればで 図 できない若しくは行 要とする	常時の援助が必要である。 (たとえば、女字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。 言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人 ではできない程度)
現症時の就労状況○勤務先 ・ 一般企業 ・就労支援施設 ・その他 (退職)	オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)
○勤務先 ・一般企業 ・就労支援施設 ・その他(込様)○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他()	特になし
○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)	カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含
○ひと月の給与(円程度)	WMS-R:遅延再生50未偽、注意/集中力 92 WAIS-Ⅲ:1Q 88,
○仕事の内容	BADS: 年龄補正標準化得支 78 RBMT: 5
○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、 共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)
	自立训练利用中
① 見症時の日常生活活 動能力及び労働能力 必ず記入してください。) 「ないないないない。」	 豪事、用便は自立している程度。労働能力はない。
② 予 後 (必ず記入してくださ ト。)	
3	
備考	
ト記のとおり 診断します	

病院又は診療所の名称 〇〇リハビリテーション**病院** 診療担当科名 **精神科** 所 在 地 〇〇**市**〇〇町 医師氏名 〇 〇 〇

<高次脳機能障害 2級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成22年6月9日」であるので、障害認定日は、 1年6月後の「平成23年12月9日」となる。この診断書の障害の状態は、 平成24年1月30日現症のもので、障害認定日から3月以内の診断書で あるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。
- 傷病は、「高次脳機能障害」であるので、⑩、⑪、⑫欄は必ず記載されていなければならない。

■認 定----

障害の程度は、高次脳機能障害の症状である記憶障害、注意障害、遂行機能障害などがあり、重度の自発性低下と遂行機能障害により日常生活において自発的な活動がほとんどできない状態である。

日常生活能力の判定は、「助言や指導があればできる」又は「助言や指導をしてもできない若しくは行わない」であり、日常生活能力の程度は、「精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である」状態であることから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2級16号と認定される。

高次脳機能障害 3級の認定事例

$\overline{}$
お
願
W
太
文
字
စ
欄
欄は
===
記入
八湯
入漏れがない。
れが
な
L)
ょ
うに
記
入
し
て
<
だ
2

| 本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。| 「診療録で確認!または「本人の申立て」のどちらかを〇で囲み

	民年金生年金保険		=	診		断		書	() () ()	青神の	障害	[用]				様式第	第120号の4
(フリガナ) 氏 名	0 0) O	° O			生年	月日	昭和平成	43	年	6	月	20	日生	(44 歳)	性別	男· 女
住 所 000	地の郵便番号 - 〇 〇 〇 〇	② 復忘		部道 守県	O 取	O 21 年	郡市区	0 0		<u>診療</u> 録 本人の				の発病		会社員	
障害の原因と 高及 なった傷病名	脳機能障害		とめ初めて	7	- <i>DS</i> !#n	•	」 月	13	П ((年 診療録	月 日	1)		職業			·
I CD-1	0コード(F06)		療を受けた	.日 (平	汤 ′	21 年	5 月	15	日	本人の (年			(4) 既	存障害		なし	
(6) 傷病が治った (症状が固定 した状態を含む。) かどうか。 (7)	平成年	月		確認 症	臣状の。	よくなる	見込・	• • 7	有・	無・	不明	Ħ	(5)B	H 往症			
元がから元エよくがが進	陳述者の氏名 平成21年5月15 街を受けた。街る た。訓練終了後	日に頭痛 るから記憶	障害をお	<u>-</u> 害で発 指摘され	症、(るよう)	になり、	病院で 高次脳	(前交. 機能障	事害と	して認	知り	こよるハビリ	らくもり	漢下出 ションを	実施する	され、ク ため 当 彦	リッピング手
8 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日	記憶障害、注意	:障害、遂	行機能 P	章害等の	の高次	絽機能	障害を	認めた									
図和 21 年 7 月 15 日	マッジ女・美女	mari-			- 1 2	₩.→:							1.	m/s/s taca			
これまでの発育・養育歴 等 (出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴を できるだけ詳しく記入し	等 (出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴					イ 教育歴 乳児期 不乾学 ・ 就学籍予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高 校(金通学級・特別支援学校) その他							tに勤務(ていた。			
エ 治療歴 (書ききれる			1		さい。			医療機	関の				_		こください		
医療機関名	治療期 21年 5月~	間 21年 7月	入院・	. , , , , ,		大も膜 つ	名 下出血			主手	より		療 テージ	法ション	転帰	(軽快·悪 軽情	(化・不変) ★
○○市立総合病院	21年 7月~		\simeq			高次脳核		ķ					テーション軽快				
"	22年 9月~ 年 月~	年 月		_		高次脳機能障害					定期的外来通院					不	ţ
	年 月~	年月															
⑩ 障	害の	D	状	態	•	(平)	成 2	2 年	1	1 月	3	0	日	現	症		
ア 現在の病状又は状態像	(該当のローマ数字	、英数字を	○で囲んで	ごください	/·。)										等を具体的		
I 抑うつ状態 1 思考・運動制止 4 自殺企図 6 その他(II そう状態	改善している 3 思 2 刺激性、興奮 5 希死念慮	悪化している 3	4 7 憂うつ気	分)	1 1	約1年间 事も忘れ 集中でき 作業にい	しること きない。 時间が	が多 従意 かか	い。 にむら る。同	らがあ 時に	る。 ニー	っのこ		が続いてい さない。	て、最立	近の出来
4 観念奔逸 5 7 その他(多弁・多動 3 気 易怒性・被刺激性亢進			易・刺激性)												
Ⅲ 幻覚妄想状態 等 1 幻覚 2 妄想 5 著しい奇異な行為		体験 4	思考形式	の障害)												
IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態																	
V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他()																	
VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ・てんかん発作の外態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A · B · C · D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度)																	
VII 知能障害等 1 知的障害 ア 軽 2 認知症 ア 軽 3 高次脳機能障害 ア 失行 イ 力 記憶障害	程度 イ 中等度 程度 イ 中等度 失認 工 注意障害 オ 遂	ウ 重度 ウ 重度 行機能障害	エ 最重度 エ 最重度 カ 社会的	ギ メ ギメ													
4 学習障害 ア 読み 5 その他(▼ 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の 3 限定した常同的で反		言語コミュニ	ケーションの)障害)												
3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他() IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等() X 乱用、依存等(薬物等名:) 1 乱用 2 依存																	

 ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他 () (施設名 ************************************	3 日常生活能力の程度(該当するもの一つを〇で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に 記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してくだ さい。 (精神障害)							
同居者の有無 (有 ・ <u>無</u>)) (イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても	(1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。							
具体的に記入してください。) 「	(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。							
「家族とは良いが、他人と対人関係を築くことは困難。」 2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。)	(たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化した りすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来 ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)							
2 ロ吊工心能力の刊定(該当9 るものにデエックして、にさい。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)	(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時							
(1) 適切な食事 —配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 自発的にできるが時 □できる ☑ には助言や指導を必 □ とはできないが助言や 要とする	に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導 を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。 金銭管理が困難な場合など。)							
(2) 身辺の清潔保持 一洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、 自室の清掃や片付けができるなど。	(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。							
自発的にできるが時 自発的かつ適正に行う 助言や指導をしても □できる ☑ には助言や指導を必 □ ことはできないが助言 □ できない若しくは行 要とする や指導があればできる	(たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)							
(3) 金銭管理と買い物 金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で 買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。	(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。							
おおむねできるが時 □できる ☑ には助言や指導を必 □ 助言や指導があればで □ できない若しくは行 要とする □ ない	(たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)							
(4) 通院と服薬(要・不要)	(知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。							
おおむねできるが時 □できる ☑ には助音や指導を必 □ 助言や指導があればで □ できない若しくは行 要とする □ さる □ かない	(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能で							
(5)他人との意思伝達及び対人関係―他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団 的行動が行えるなど。	(たとえは、簡単な挟子は配み音さかでき、云面も息恋の料理が中能であるが、抽象的なことは難しい。 身辺生活も一人でできる程度)							
おおむねできるが時 □できる ☑ には助言や指導を必 □ 助言や指導があればで □ できない若しくは行 要とする □ ひまない若しくは行わない	(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおお							
(6) 身辺の安全保持及び危機対応 事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる 事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、 適正に対応することができるなど。	(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。							
おおむねできるが時 □できる □ には助言や指導を必 ☑ 助言や指導があればで □ できない若しくは行 要とする □ ない	(たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度)							
(7)社会性―銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。	(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。							
おおむねできるが時 □できる ☑ には助言や指導を必 □ 助言や指導があればで □ できない若しくは行 要とする □ ない	(たとえば、文字や教の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。 言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人 ではできない程度)							
エ 現症時の就労状況 ○勤務先 ・ 一般企業 ・就労支援施設 ・その他 ()	オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)							
○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 ()								
○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)	カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含							
○ひと月の給与 (円程度) ○仕事の内容	WAIS-Ⅲ:VIQ98,PIQ78, FIQ87 WMS-R:Verbal51, Visual58, General55, Attention96, Delayed 测定矛能							
○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、 共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)							
	就旁继续支援事業所に矛定期に通っている。							
① 見症時の日常生活活 助能力及び労働能力 必ず配入してください。) 軽易な旁務にしか服することが出来ない。	支 た生活が出来ているが、適宜援助が必要である。							
② 予後 (必ず配入してくださ)。)								
備考								
上記のとおり、診断します。 平成 25年 3月 5日								

 病院又は診療所の名称
 ○○市主総合病院
 診療担当科名
 リハビリテーション科

 所
 在
 地
 ○○市○○町
 医師氏名
 ○
 ○
 ○

<高次脳機能障害 3級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成21年5月15日」であるので、障害認定日は、 1年6月後の「平成22年11月15日」となる。この診断書の障害の状態 は、平成22年11月30日現症のもので、障害認定日から3月以内の診断 書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。
- 傷病は、「高次脳機能障害」であるので、⑩、⑪、⑫欄は必ず記載されていなければならない。

■認 定—

障害の程度は、高次脳機能障害の症状である記憶障害、注意障害、遂行機能障害などがあり、日常生活活動能力は低下しており、かろうじて自立した生活ができているが適便援助が必要となっている。また、軽易な労務にしか服することができず、労働に支障をきたしている。

日常生活能力の判定は、「時には助言や指導を必要とする」又は「助言や指導があればできる」であり、日常生活能力の程度は、「精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である」状態であることから、「労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当すると認められるので、3級13号と認定される。